

屋外広告物のルールを守り、 良好な景観形成と公衆に対する危害防止に努めましょう。

「松山市」と「愛媛県屋外広告美術商業組合」は協力して
屋外広告物の適正化に取り組んでいます。



広告主の皆様へ

『屋外広告物を表示する時は原則許可が必要です』

松山市では、**松山市屋外広告物条例**(平成12年4月1日施行、それ以前は愛媛県屋外広告物条例に基づく)を制定し、良好な景観形成と公衆に対する危害防止のため、屋外広告物について必要なルールを定めています。

この条例による規制は、**個人が所有する土地・建物等に設置された屋外広告物も対象**となります。

※許可不要のものもあります。詳しくは松山市都市デザイン課まで。



屋外広告物とは？

①常時又は一定の期間継続して、②屋外で、③公衆に表示されるもので、④看板、立看板、はり紙及びはり札、並びに広告塔、広告板、建物その他工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもので、営利を目的としないものも含まれ、行事・催し物の案内板等も含まれます。

松山市内で設置・掲出される屋外広告物は市条例の適用を除外される場合を除き松山市長の**許可が必要**です。
すでに表示している**広告物を変更等**する場合や**許可期間後も継続して表示**する場合も**変更や更新の許可が必要**です。



『屋外広告物の発注は松山市の登録業者へ』

- 松山市内で屋外広告物の**表示・設置を発注**する場合は、**松山市の屋外広告業登録を受けている業者**を利用してください。登録業者は松山市都市デザイン課に問い合わせいただくか、市のホームページでも公開しています。
- 屋外広告業とは、屋外広告物の表示・設置の工事を請け負う営業のことを言います。
- なお、登録を受けていない業者が設置した屋外広告物は条例で定める基準を満たしていても許可できません。

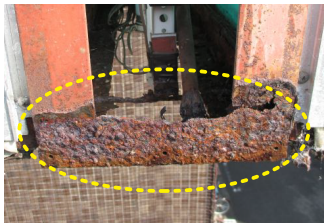


作成：松山市、愛媛県屋外広告美術商業組合

屋外広告物の安全管理が必要です

広告物は雨風にさらされ、時間の経過とともに老朽化していきます。外見からでは分からなくても「ひび割れ」「腐食」「ボルトの緩み」など、危険な状態になっていることがあります。

危険な広告物を放置して倒壊や落下などの事故が起きた場合、歩行者など第三者を危険にさらし、取返しのつかない状況を招く恐れがあるばかりでなく、多額の賠償責任を負い、さらには自らの信用を一瞬で失うことにもなりかねません。



鉄骨部の腐食



取付金具の破損



基礎部の劣化



『管理者の設置』

広告主(設置者や管理者)は、広告物を常に良好な状態に保つために、補修その他の必要な管理を行わなければなりません。

松山市では、規模の大きな広告物(「貼り紙、貼り札、立看板、広告旗」、または、「表示面積が10㎡以下かつ高さが4m以下」の広告物等を除く)について、**屋外広告士や建築士などの資格を有する管理者の設置を義務**付けています。

※設置不要のものもあります。詳しくは松山市都市デザイン課まで。



『安全点検の実施』

広告主(設置者や管理者)は、定期的な安全点検や清掃、修繕などのメンテナンスを行い、広告物の適正な維持管理に努めなくてはなりません。

安全点検は専門業者に依頼して、必要に応じ広告物の内部を調査するなど、広告物の状態に見合った方法で実施し、点検の結果、異常が認められた場合には、速やかに対応を行い、事故を未然に防ぎましょう。

松山市では、許可を受けた広告物の更新申請(様式有り)に、**管理者の点検・報告を義務**付けています。



■ 屋外広告物制度に関するお問い合わせ

- 松山市都市デザイン課 屋外広告物担当 〒790-8571 松山市二番町四丁目7番地2
TEL/089-948-6518 FAX/089-934-1807 E-mail/design@city.matsuyama.ehime.jp

■ 屋外広告物の点検などのご相談

- 松山市の屋外広告物登録業者(市のHPで公開)
- 愛媛県屋外広告美術商業組合事務局 〒791-3161 愛媛県伊予郡松前町神崎707番地3
TEL/089-984-0581 FAX/089-984-0581 E-mail/aikoubi@tenor.ocn.ne.jp